機械器具 22 検眼用器具
一般医療機器 手動式視野計 16919000

プロジェクションペリメーター　MT-３２５UD

【形状・構造及び原理等】

1. 構成

本体
アイパッチ
フィルター(レッド・グリーン・ブルー)
応答スイッチ
ブザー



2.機器の分類
電撃に対する保護の形式による分類：クラスⅠ機器
電撃に対する保護の程度による装着部の分類：B 型装着部

3.電気的定格
電源電圧：AC100V
周波数　：50-60Hz

4. 寸法及び重量
寸法：(W)740mm×(D)520mm×(H)933mm
重量：41kg

5. 動作原理
電球から発せられた光はレンズを通り、絞りで視標の形状とサイズが形成される。その後、ND フィルターを通ることで設定された視標の明るさになり、プリズムおよびミラーで導かれてドーム内に視標が投影される。また、この視標投影部が移動することにより、ドーム内を視標が移動する。
検者は、視野周辺部から中心部に向けて、視標の明るさや大きさを変えて呈示し、被検者がどの位置視標を認識できたかを記録することで視野検査が可能となる。。

【使用目的又は効果】
本器は動的量的視野計測による視野異常の検出を目的とする。

【使用方法等】
(1)遠方両眼視力屈折検査を行い、30cm の距離で視標が鮮明に見えるようレンズホルダーに補正レンズを装着して矯正する。
(2)ドーム内の照明を利用し 2 ～3 分間患者の順応性を確かめる。
(3)検査をしない眼をアイパッチで遮蔽する。
(4)被検者の頭部をヘッドバンドで固定する。
(5)被検者の眼がドームの中心にくるように顎台を調節する。
(6)被検者の瞳孔径を測定し記録紙に記入する。
(7)視標サイズⅠ(1/4mm²)輝度 4 で検査をスタートし、成人視野範囲を測定する。必要な場合には視標サイズV(64mm²)輝度を 4 で検査を行う。
(8)視標の移動速度は、毎秒 1°～ 2°のゆっくりしたムラのないよう動きをするよう操作し、周辺部から中心に向かって移動させる。
(9)測定角度は、0°、30°、60°の割合で測定しイソプターを描く。視標のサイズと輝度の組合せを変え、各々のイソプターを描いていく。
（視標のサイズと輝度の組合せと測定経線順序を参照ください。）

＜視標のサイズと輝度の組合せと測定経線順序＞

視標の大きさ	視標の輝度	測定経線
Ⅰ(1/4)	4(1.00)	90°からスタートし 30°間隔
Ⅰ(1/4)	3(0.315)	75°からスタートし 30°間隔
Ⅰ(1/4)	2(0.1)	90°からスタートし 30°間隔
Ⅰ(1/4)	1(0.0315)	75°からスタートし 30°間隔
V(64)	4(1.00)	75°からスタートし 30°間隔

【使用上の注意】
1.設置時の注意。
・気圧、温度、湿度、通風、日光および塵埃、塩分、硫黄分等を含んだ空気により悪影響の生ずる恐れのない場所に設置する。
・傾斜、振動、衝撃(運搬時を含む)などがない安定した場所に設置する。
・化学薬品の保管場所や、ガスの発生する場所には設置しない。
・電源電圧および許容電流値(または消費電力)が訂正か確認する。
・アース付 3P コンセントが設置された環境で使用すること。
・全体を移動する際、光学筒の部分を持ったり、衝撃を加えることのないようにする。

2.使用前の注意
・指定、付属のコード以外は使用しないこと。
・すべてのコードの接続が正確でかつ完全であるかを確認すること。
・各部の機能が正常かつ安全に作動することを確認する。

3. 使用中の注意
・機器全般および患者に異常のないことを絶えず監視する。
・機器および患者に異常が発見された場合には、、患者の安全を確認の上で機器の作動を止めるなどの適切な処置を講じる。
・機器は次回の使用に支障のならないように必ず清浄しておくこと。

4. 使用後(保管上)の注意
・使用後は必ず電源スイッチを「OFF」にする。
・コード類の取り外しに際しては、コード部分を持って引き抜くなど無理な力をかけない。
・使用後は必ずダストカバーにより保護する。
・本器を移動または運搬する際は必ず取っ手を持ち行う。

その他の注意
・故障したときは勝手にいじらず適切な表示を行い、修理依頼する。
・装置の改造等は絶対にしない。
・本器は重量物のため、移動の際、落下、はさみ込み、ぎっくり腰等に注意する。

取扱説明書を必ずご参照ください

【保管方法及び有効期間】

1. 保管環境

下記の保管環境で保管すること。

温度：－10～＋55℃

相対湿度：10～95%(結露のないこと)

気圧：700～1060hPa

2.耐用期間

適切な使用を行った場合に限り、8 年

[自己認証(当社データ)による]

3.保管

・水のかからない場所に保管すること。

・気圧、温度、湿度、通風、日光、塵埃、硫黄分等を含んだ空気により悪影響の生じる恐れのない場所に保管する。

・傾斜、振動、衝撃がない安定した場所に保管する。

【保守点検に係わる事項】

1.日常の手入れ

・顎受けは、常に清潔に保つように心がけ、被検者ごとに顎紙をはがしてください。

・もし顎紙を使わなかった場合は、顎受けを被検者ごとに消毒用アルコールを含ませた布で拭いてください。

・装置外装の清掃は、やわらかい布で乾拭きをしてください。汚れがひどいときには、薄めた中性洗剤に浸して硬く絞った布で拭き、そのあと乾拭きする。

・ドーム内にほこりが付着した場合には、柔らかな筆などで軽く払い落とすように清掃してください。これ以外の方法でドーム内を拭くなどの行為は、ドーム内の汚れをひどくする要因となりますので行わないでください。

・ドーム内の汚れがひどく検査に支障がある場合は、専門的なクリーニングが必要です。弊社または弊社代理店にご相談ください。

2.消耗品の交換

・背景照明ランプの交換

・記録部照明ランプの交換

・ヒューズの交換

その他保守・点検は「取扱説明書」の「保守・点検」を参照のこと。

3.取扱い業者による保守点検と同等の内容

・使用者による保守点検と同等の内容

・装置の機能、性能に関する保守点検は取扱い業者では行わず製造販売業者へ連絡してください。

【製造販売業者および製造業者の氏名又は名称】

製造販売業者：株式会社タカギセイコー

製造業者　　：株式会社タカギセイコー